

史料紹介

古宇田 亮 修

当研究所では、平成一七年度（二〇〇五）より社会福祉法人錦華学院に所蔵される東京感化院時代の史料の翻刻公開を開始した。本号はその一五冊目に当たる。過去一四冊においては、第七号を除いて日誌史料を中心として翻刻を掲載してきたが、前号において日誌全四一冊の翻刻を完了した。本号では、錦華学院に所蔵される東京感化院の規則類を中心として翻刻掲載するものである。なお、明治二十年代までの規則類については、第七号に掲載したので、本号では、明治三十年代から大正二年にわたる時期の史料一一点を掲載した。

本号の翻刻・編集・版下作成は、筆者の担当になるものである。史料の入力・校正に御協力いただいた菅田理一（淑徳大学非常勤講師）ならびに森田伸雅（大正大学大学院研究生）の両氏には感謝の意を表したい。

〔史料 68〕東京感化院入院規則（明治三十年五月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二四頁と表紙、裏表紙から成る。表紙の裏にも記載がある。内容は、①入院規則三二条（入院依頼証書、品行履歴書の雛形を含む）、②付則一三条、③入院依頼者の

心得九条、④別科家族設置の趣意、⑤東京感化院慈善会規則（摘要）、⑥東京感化院慈善会婦人部規則（摘要）、⑦改良出院生就業表から成る。〈史料50〉「東京感化院入院規則（明治二十九年六月）」の改定版とみなされる。

〈史料69〉東京感化院入院規則（明治三十一年三月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二四頁と表紙、裏表紙から成る。表紙の裏にも記載がある。内容は、①入院規則三四条（入院依頼証書、委任状、品行履歴書の雛形を含む）、②付則一二条、③入院依頼者の心得九条、④別科家族設置の趣意、⑤別科家族生入院規程一五条（入院証書の雛形を含む）、⑥東京感化院慈善会規則七条ならびに付則六条、⑦東京感化院慈善会婦人部規則（摘要）九条、⑧東京感化院統計略表（改良生出院後就業表を含む）から成る。〈史料68〉「東京感化院入院規則（明治三十年五月）」の改定版とみなされる史料である。

〈史料70〉家族訓（草案）（明治三十一年五月二十三日）

当史料は、錦華学院に所蔵される手書き史料である。執筆者は、その筆跡から高瀬真卿と考えられる。用紙は一三行どりの野紙であり、一行二五文字の升目が赤字で押されており、中心下部に「東京感化院」と印刷されている。全五丁から成る紐綴じの史料である。内容は、感化教本義八条、家族訓の草案であり、明治三十一年五月二三日の教部会議に諮問を経て、確定されたものである。高瀬本人による多数の訂正が書き加えられている。

〈史料71〉家族訓 (明治三十一年六月一日)

当史料は、錦華学院に所蔵される手書き史料である。記載者は、不明である。用紙は一三行どりの野紙であり、中心下部に「東京感化院」と印刷されている。本文五丁に加え、表紙と裏表紙から成る紐綴じの史料である。内容は、〈史料70〉の前書きを書き改め、清書したものである。

〈史料72〉東京感化院入院規則 (明治三十二年二月)

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二四頁と表紙、裏表紙から成る。表紙の裏および裏表紙の裏にも記載がある。内容は、①入院規則三四条 (入院依頼証書、委任状、品行履歴書の雛形を含む)、②付則一二条、③入院依頼者の心得九条、④別科家族設置の趣意、⑤別科家族生入院規程一五条 (入院証書の雛形を含む)、⑥東京感化院慈善会規則七条ならびに付則六条、⑦東京感化院慈善会婦人部規則 (摘要) 九条、⑧東京感化院統計略表 (改良退院後就業表を含む) から成る。〈史料69〉「東京感化院入院規則 (明治三十一年三月)」の改定版とみなされる史料である。

〈史料73〉東京感化院入院規則 (明治三十二年十二月)

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二八頁 (二八頁目は裏表紙) と表紙から成る。表紙の裏にも記載がある。内容は、①入院規則三四条 (入院依頼証書、委任状、品行履歴書の雛形を含む)、②付則一二条、③入院依頼者の心得九条、④別科家族設置の趣意、⑤別科家族生入院規程一五条 (入院証書の雛形を含む)、

⑥東京感化院慈善会規則七条ならびに付則六条、⑦東京感化院慈善会婦人部規則（摘要）九条、⑧東京感化院統計略表（改良退院後就業表を含む）から成る。〈史料72〉「東京感化院入院規則（明治三十二年二月）」の改定版とみなされる史料である。

〈史料74〉小学部入学規則（明治三十三年八月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文一二頁と表紙、裏表紙から成る。表紙の裏および裏表紙の裏にもそれぞれ記載がある。

東京感化院では、修身教の他に普通学の授業も実施していたが、規則類にその科目が明文化されるようになったのは、〈史料73〉「東京感化院入院規則（明治三十二年十二月）」からである。ここでは、「小学科課程表」（六年分）と「中学科課程表」（五年分）が掲載された。当史料に掲載された課程表もそれとほぼ同一である。

小学部設置の趣意は本文によれば、「公私立学校の小学生徒中停学の儘遂に廢学に至る者あらん事を惜むの余りに出るものにして全く本院感化事業の一部として之を行はんとするもの也」ということで、停学を命じられた生徒またはそれに準ずる子どもたちを対象としていたようである。また、小学部の建物については「院内に新たに一家屋を設けて」との記載があるが、これが実際に建築され、この規則に則って小学部へ入学した子どもたちが存在したか否かは、現存の日誌史料からは不明である。

〔史料75〕東京感化院入院規則（明治三十四年一月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二八頁と表紙、裏表紙から成る。表紙の裏にも記載がある。内容は、①入院規則三八条（入院依頼証書（自費生・救養生）・委任状・品行履歴書・定期家族生入院証書の雛形、小学科課程表、中学科課程表を含む）、②入院依頼者の心得一〇条、③東京感化院慈善会趣意書、規則八条、付則四条、④東京感化院統計略表（改良退院生就業表を含む）から成る。〔史料73〕「東京感化院入院規則（明治三十二年十二月）」の改定版とみなされる史料である。

〔史料76〕東京感化院経理一班（明治三十六年六月三十日調査）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。^①本文五〇頁と表紙、裏表紙、別紙一枚（統計表）から成る。内容は、①東京感化院沿革、②東京感化院教義、③東京感化院憲章一八条、④組織（職制二三条、家族通則五七条）、⑤教務状況、⑥内訓、⑦統計表説明、⑧東京感化院収支決算別表、⑨統計表から成る。

一連の東京感化院入院規則類とは、分量・内容の両面において性質を異にする史料である。すなわち、入院規則類は、主に入院依頼者に対して作成されているのに対し、当冊子はおそらく慈善会員、寄付者や参観者^②等の外部関係者を対象として作成されたものと考えられる。すなわち、④の中の東京感化院の職制を説明する部分や、⑧の収支決算表は、院の運営がこれらの規則を遵守して正当に行われ、かつ資金管理が正しくなされていることを説明しているものと考えられる。また、当冊子は、新任職員に対して仕事ならびに組織の概要を示すものとしても有用であったと推測される。

〔史料77〕東京感化院入院規則（明治四十一年十月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文二八頁と表紙から成る。表紙の裏にも記載がある。内容は、①感化教本義、②入院規則三七条（入院依頼証書（自費生・救養生）・委任状・品行履歴書の雛形、小学科課程表、中学科課程表を含む）、③入院依頼者心得一〇条、④東京感化院慈善会趣意書、規則摘要七条、賛助会員勧誘の主唱、感化資金寄付手続、⑤改良退院者就業表から成る。〔史料75〕「東京感化院入院規則（明治三十四年一月）」の後継に当たる史料である。

〔史料78〕東京感化院一覽（大正二年五月）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。本文四〇頁（写真一頁、図一頁、広告一頁含む）と表紙、裏表紙（白紙）から成る。

明治四五年六月末に、高瀬真卿から佐野前助師（日蓮宗宗務総監）に譲渡された東京感化院は、新院長となった佐野師が九月七日に逝去するに当たり、日蓮宗宗務院の経営に移管されることとなった。そして、神保弁静師が次の院長となり、翌大正二年二月に松森靈雲師がこれを引き継いだ。すなわち、当史料は、現存の史料としては、日蓮宗に運営が移管されてから最初の東京感化院規則となる。

内容としては、①感化教本義、②東京感化院沿革、③写真（院長松森靈雲、克化殿、正門、院児農業実習の図）、④東京感化院全図、⑤感化教育の大意、⑥東京感化院規則一七条、⑦東京感化院入院規則三六条（入院依頼証書・委任状・履歴書の雛形を含む）、⑧家族心得一二条、⑨入院依頼者心得一〇条、⑩参観並面会心得八条、⑪入院

府県別表、⑫改良退院生就業別表、⑬東京感化院慈善会趣意書、規則摘要七条、注意五条、⑭村雲婦人会入会のすすめ、村雲婦人会慈善部規則摘要、雑誌「村雲婦人」広告から成る。〈史料77〉「東京感化院入院規則（明治四十一年十月）」の後継に当たたる史料である。

註

- (1) なお、錦華学院には、当史料と内容的に重複する史料が二点存在する。一点は、表紙に「東京感化院沿革、教義及組織、家族通則、教務ノ状況、内訓、統計表」と記され、楷書体の墨字で清書された史料（全三二丁）である。〈史料76〉に掲載される「東京感化院収支決算別表」を欠いている（長期保存のためか）。もう一点は、〈史料76〉の草稿に当たたる手書き史料（全二八丁）であり、右記の墨書に比べ、乱雑な字で書かれたものである。但し、こちらには「統計表」が欠けている。すなわち、〈史料76〉は、両書を合わせたものであり、内容が重複するため、両書の翻刻は行わなかった。
- (2) 明治三四年一月二四日分の日誌に「午前十一時警視庁市ヶ谷監獄署教誨師近藤哲雄氏来院、参観ヲ乞フ、経理一班一部ヲ与ヘ克化殿及ビ教場等ヲ案内ス」という記載がある（『東京感化院関係史料集(5)』九〇頁）。これによれば、その時点で「経理一班」という冊子が存在していたことになるが、同書の内容は現時点では不明である。

(当研究所主任研究員)